

平成24年11月6日

新潟市建設工事入札参加業者 各位

新潟市都市政策部技術管理センター
技術管理課長

建設発生土改良土の積算について（お知らせ）

新潟市発注の「土木及び下水道工事の積算」における建設発生土改良土の計上につきましては、以下のとおりとしておりますことをお知らせします。

記

1 建設発生土改良土単価の取扱いは、工事現場で発生した建設発生土を原材料とし、受入・改良・販売を行っている土質改良プラントの代表的品質の改良土を製造販売する単価であり、原則として受入土量と販売土量が同量の場合に使用し、「受入改良販売積込」単価を計上することとしています。

ただし、受入に要する費用については処分費等として取り扱う必要があるため、積算の際には、参考内訳の「受入」単価を処分費等として計上し、「受入改良販売積込」単価から「受入」単価を差し引いた額を、「改良土」として計上します。

新潟市積算基準〔1 一般土木〕第 編総則第2章工事費の積算 間接工事費3現場管理費（6）「処分費等」の取扱い

2 一工事において、改良販売土を受入土量より多く使用する場合、その受入土量を超過する分については、土質改良プラントのストック容量等を確認の上、見積りにて改良販売土の単価を計上します。

3 改良販売土の単価について、同一の土質改良プラントの同一の規格の改良販売土で、「土木工事等設計（公表）単価表」と「土木工事等設計（公表）単価表（別冊 市場調査単価）」とで異なる単価が記載されているものについては、「土木工事等設計（公表）単価表（別冊 市場調査単価）」の単価を使用します。

4 上記2, 3の適用は, 平成24年11月30日以降, 入札の公告又は通知を行う工事及び委託から適用します。

【問合せ先】

都市政策部 技術管理センター 技術管理課 積算情報係

電話：025-226-3081（直通）

E-mail：gijutsu@city.niigata.lg.jp